

町営バスの有償運行について

(1) 路線 (交通空白輸送に係るもの)

		新	旧
路線	路線名	白倉線	白倉線
	起点	朝日町大字宮宿1115 (朝日町役場)	朝日町大字宮宿1115 (朝日町役場)
	終点	朝日町大字白倉745-1 (朝日自然観)	朝日町大字白倉745-1 (朝日自然観)
	キロ程	13.9	13.9
	主たる経過地	常盤	常盤
	路線名		大沼線
	起点		朝日町大字大沼788 (大沼公民館)
	終点		朝日町大字宮宿108 (朝日中学校)
	キロ程		16.8
	主たる経過地		大暮山
	路線名	朝日・山形線	朝日・山形線
	起点	朝日町大字太郎858-3 (太郎公民館)	朝日町大字太郎858-3 (太郎公民館)
	終点	山形市北山形二丁目5-54先 (北山形駅)	山形市北山形二丁目5-54先 (北山形駅)
	キロ程	38.0 (38.5)	38.0
	主たる経過地	山辺町	山辺町

(2) 運送の区域 (デマンド運行に係るもの)

		運送の区域
新		<p>(西部地区) 朝日町大字常盤い、同大字常盤ろ、同大字常盤は、同大字常盤に、同大字常盤ほ、同大字常盤へ、同大字長沼、同大字三中甲、同大字三中乙、同大字三中丙、同大字三中丁、同大字三中、同大字太郎、同大字石須部、同大字立木、同大字白倉、同大字松程、同大字大船木、同大字今平</p> <p>(上郷地区) 同大字杉山、同大字上郷、同大字大滝、</p> <p>(沢内地区) 同大字古槇、同大字送橋、同大字下芦沢、同大字水本</p> <p>(宮宿エリア) 同大字宮宿、同大字宮宿元末吉良、同大字宮宿元助ノ巻、同大字新宿、同大字四ノ沢、同大字雪谷</p> <p>(和合地区) 同大字和合、同大字和合元大隅、同大字和合平</p> <p>(北部地区) 同大字大谷、同大字大谷乙、同大字馬神、同大字中沢、同大字玉ノ井甲、同大字玉ノ井甲元、同大字玉ノ井乙、同大字玉ノ井丙、同大字玉ノ井丁、同大字玉ノ井、同大字大暮山、同大字大沼</p>

旧	(西部地区) 朝日町大字常盤い、同大字常盤ろ、同大字常盤は、同大字常盤に、同大字常盤ほ、 同大字常盤へ、同大字長沼、同大字三中甲、同大字三中乙、同大字三中丙、 同大字三中丁、同大字三中、同大字太郎、同大字石須部、同大字立木、 同大字白倉、同大字松程、同大字大船木、同大字今平 (上郷地区) 同大字杉山、同大字上郷、同大字大滝 (沢内地区) 同大字古槇、同大字送橋、同大字下芦沢、同大字水本 (宮宿エリア) 同大字宮宿、同大字宮宿元末吉良、同大字宮宿元助ノ巻、同大字新宿、 同大字四ノ沢、同大字雪谷
利用できる町民の条件	
①西部地区、上郷地区、沢内地区、宮宿エリアの利用者 ・同エリア内は全域で利用できる。 ・同エリアから平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼まで利用できる。 ただし、途中での乗降車はできない。 ②平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼の利用者 ・町内全域でデマンドタクシーを利用できる。 ③和合地区(平地区除く)、北部地区(舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼を除く)の利用者 ・同地区から平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼まで利用できる。 ただし、途中での乗降車はできない。 ・西部地区、上郷地区、沢内地区、宮宿エリアまで行けば同エリア内は全域で利用できる。 ※和合地区(平地区除く)、北部地区(舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼を除く)は、4条路線との競合を避けるため、上記③の制限を付した。 ※舟渡地区の一部を利用対象とすることについては、舟渡地区との協議で同意を得ている。	

(3) 事務所の名称及び位置

	名称	位置
新	朝日町役場	西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
旧	朝日町役場	西村山郡朝日町大字宮宿1115番地

(4) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所	事務所の名称	交通空白輸送		
		バス	普通自動車	計
新	朝日町役場	3	5	3
旧	朝日町役場	3	5	3

(5) 運送しようとする旅客の範囲

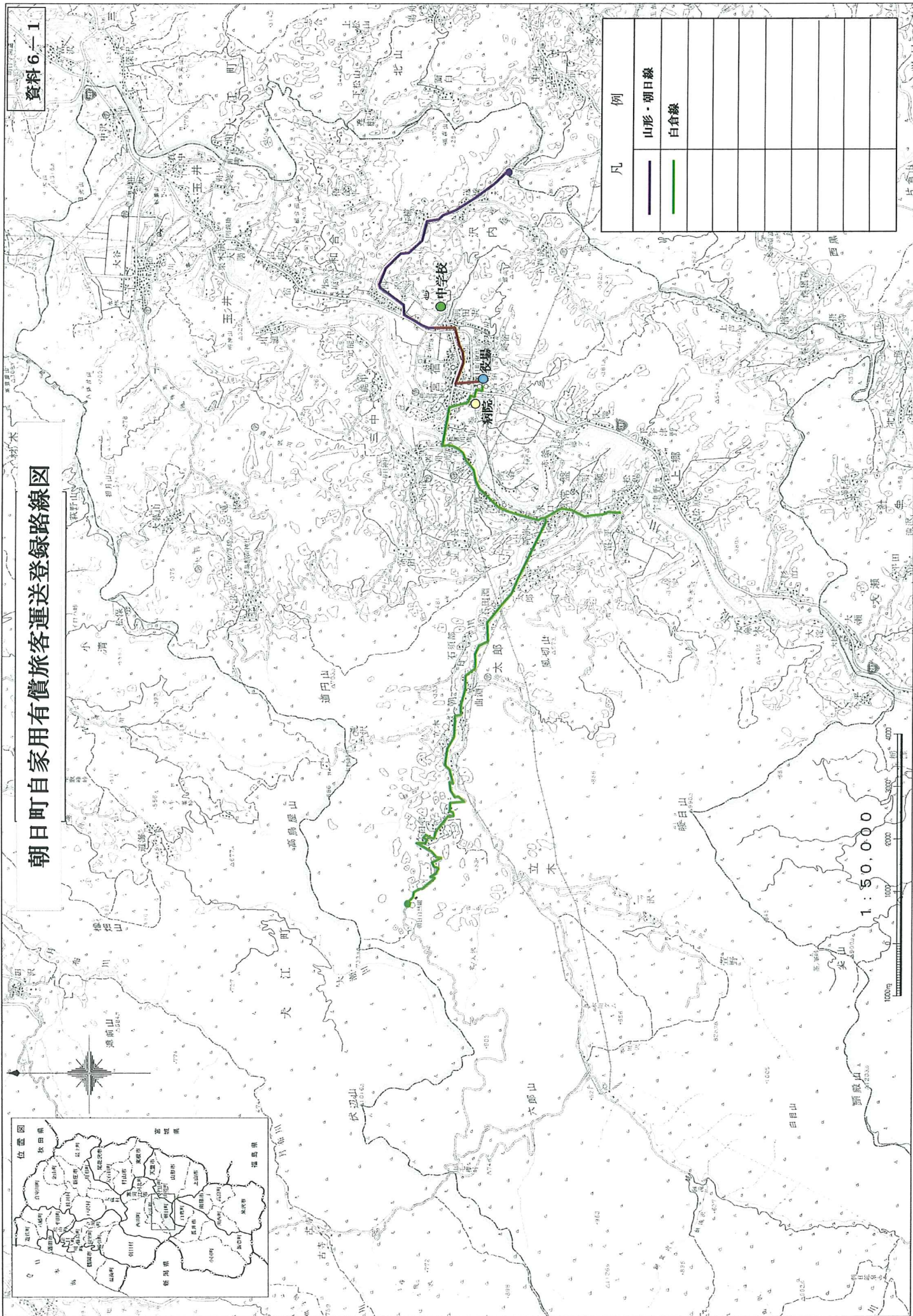
	交通空白輸送
新	朝日町に在住する住民及びその親族等、その他朝日町に日常の用務を有する者
旧	朝日町に在住する住民及びその親族等、その他朝日町に日常の用務を有する者



(6) 変更理由

朝日町デマンド型タクシーの実証運行エリアを拡大するため変更するものである

(7) 変更予定期日 平成23年4月1日

朝日町家用有償旅客運送登録路線図



凡	例
	山形・朝日線
	白倉線